

岩手県告示第358号

鳥獣保護区の名称の変更（令和元年岩手県告示第357号）で告示した滝沢市滝沢鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

令和元年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の滝沢市滝沢鳥獣保護区の区域 滝沢市内の国道4号と狼久保工区第1号幹線との交点を起点とし、起点から国道4号を北に進み砂込川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み北上川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み市道高松四丁目厨川一丁目1号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道厨川二丁目1号線との交点に至り、同点から国道4号との交点に至り、同点から国道4号を北に進み市道巢子野沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道狼久保工区1号線との交点に至り、同点から市道巢子野沢線を北に進み主要地方道盛岡環状線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み市道狼久保工区第1号幹線との交点に至り、同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。